○農林水産省令第二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十七日

農林水産大臣　吉川　貴盛

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

第一条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第１（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

⑴　飼料一般の成分規格

ア～ス　（略）

セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第　1　欄	第　2　欄	第　3　欄
（略）	（略）	（略）
イミダクロプリド	（略） 小麦 （略）	（略） 0.2mg／kg （略）
（略）	（略）	（略）
フェノブカルブ	（削る） （削る） （略） （削る） （削る） （削る）	（削る） （削る） （略） （削る） （削る） （削る）
（略）	（略）	（略）

ソ～ツ　（略）

⑵～⑸　（略）

２～５　（略）

改正前

別表第１（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

⑴　飼料一般の成分規格

ア～ス　（略）

セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第　1　欄	第　2　欄	第　3　欄
（略）	（略）	（略）
イミダクロプリド	（略） 小麦 （略）	（略） 0.05mg／kg （略）
（略）	（略）	（略）
フェノブカルブ	えん麦 大麦 （略） とうもろこし マイロ ライ麦	0.3mg／kg 0.3mg／kg （略） 0.3mg／kg 0.3mg／kg 0.3mg／kg
（略）	（略）	（略）

ソ～ツ　（略）

⑵～⑸　（略）

２～５　（略）